

●ご相談・お問い合わせは、
お住まいの社会福祉協議会または地区センターまで

地区(ちく)センター	運営(うんえい)	連絡先(れんらくさき)	担当地域(たんとうちいき)
甲府地区地域福祉 権利擁護センター	甲府市 社会福祉協議会	〒400-0858 甲府市相生 2-17-1 ☎(055)225-2119	甲府市
富士北麓地区地域福祉 権利擁護センター	富士吉田市 社会福祉協議会	〒403-0004 富士吉田市下吉田 4-2-15 ☎(0555)23-8105	富士吉田市、西桂町、忍野村 やまなかこもろ なぎさわむら ふじかわぐちこまち 山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
都留・道志地区地域福祉 権利擁護センター	都留市 社会福祉協議会	〒402-0051 都留市下谷 2516-1 ☎(0554)46-5115	都留市、道志村
山梨市地域福祉 権利擁護センター	山梨市 社会福祉協議会	〒405-0006 山梨市小原西 843-4 ☎(0553)22-8755	山梨市
大月・丹波山地区地域福祉 権利擁護センター	大月市 社会福祉協議会	〒401-0015 大月市大月町花咲 10 ☎(0554)23-2001	大月市、丹波山村
韮崎地区地域福祉 権利擁護センター	韮崎市 社会福祉協議会	〒407-0037 韮崎市大草町若尾 1680 ☎(0551)22-6944	韮崎市
峡西地区地域福祉 権利擁護センター	南アルプス市 社会福祉協議会	〒400-0332 南アルプス市鏡中條 1642-2 ☎(055)283-8722	南アルプス市
北杜地区地域福祉 権利擁護センター	北杜市 社会福祉協議会	〒408-0011 北杜市高根町箕輪新町 50 ☎(0551)46-1005	北杜市
甲斐市地域福祉 権利擁護センター	甲斐市 社会福祉協議会	〒400-0123 甲斐市島上条 3163 ☎(055)277-1122	甲斐市
笛吹地区地域福祉 権利擁護センター	笛吹市 社会福祉協議会	〒406-0822 笛吹市八代町南 917 ☎(055)265-5182	笛吹市
上野原・小菅地区地域福祉 権利擁護センター	上野原市 社会福祉協議会	〒409-0112 上野原市上野原 3163 ☎(0554)63-0002	上野原市、小菅村
甲州市地域福祉 権利擁護センター	甲州市 社会福祉協議会	〒409-1304 甲州市勝沼町休息 1867-2 ☎(0553)44-2612	甲州市
中央・昭和地区地域福祉 権利擁護センター	中央市 社会福祉協議会	〒409-3821 中央市下河東 620 ☎(055)274-0294	中央市、昭和町
市川三郷地区地域福祉 権利擁護センター	市川三郷町 社会福祉協議会	〒409-3601 市川三郷町市川大門 416 ☎(055)272-4179	市川三郷町
身延・早川・南部地区 地域福祉権利擁護センター	身延町 社会福祉協議会	〒409-2523 身延町波木井 272-1 ☎(0556)62-3773	身延町、早川町、南部町
富士川地区地域福祉 権利擁護センター	富士川町 社会福祉協議会	〒400-0505 富士川町長澤 1942-1 ☎(0556)22-8911	富士川町

日常生活自立支援事業

(福祉サービス利用援助事業)

最近物忘れがひどくなったな、などと感じることはありませんか？
住みなれた地域で安心して生活を送れるよう、あなたの生活やお金をまもるなどのお手伝いをします。

こんな不安にお応えします

介護保険サービスや福祉サービスの
利用手続きがわかりません

お金のやりとりや
預金の出し入れに
自信がありません

福祉サービスの
利用援助サービス

日常の金銭管理
サービス

通帳や印鑑・年金証書を
なくしてしまいます

書類等の預かり
サービス



社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
地域福祉権利擁護センター

〒400-0005
甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 4階
TEL (055)254-1820 FAX (055)254-8614
令和2年7月発行

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

しょうがい 障害のある方やご高齢の方が安心して暮らせるように

お手伝いいたします

●ご利用できる方

山梨県内に在宅または施設利用、あるいは入院生活をされている認知症高齢者、知的障害・精神障害のある方などのうち、自己決定能力が低下しているために、様々なサービスを適切に利用することや金銭管理がうまくできない方。ただし、本事業の契約の内容について判断できる能力があると認められる方。

なお、判断能力を欠いているため契約ができない方は、成年後見制度の利用対象となります。

●援助内容について

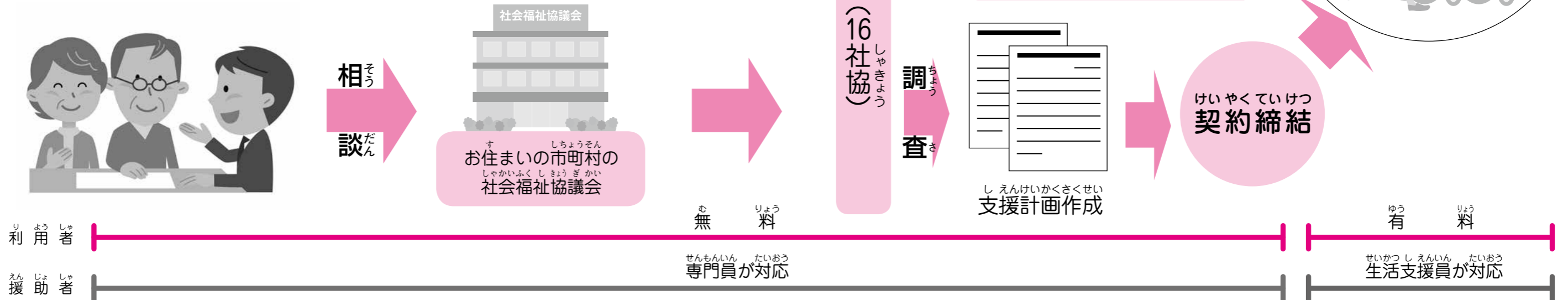
★日常的な生活支援サービスとして

- ・福祉サービスの利用支援（制度の説明、手続きの援助、申込み同行）
- ・日常生活に必要な事務手続き援助（住民票の届出などの行政手続き、賃借・消費契約）
- ・定期的な訪問、相談

★日常的な金銭管理サービスとして

- ・一定額の預貯金の出し入れ・福祉サービス利用料金、公共料金などの支払い
- ・日用品の代金の支払い・治療費の支払い
- ・通帳、印鑑の保管・権利書、年金証書などの書類の保管

援助開始までの流れ



●利用料などについて

相談や支援計画の作成は無料です。利用契約後は、生活支援員による援助は有料になります（停止中を除く生活保護世帯は無料です）。

●利用方法と契約について

利用を希望される方は、お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。ご本人の状況をお伺いしながら、ご利用者本人との面談、調査などを行うこととなります。専門員が、その方の希望と状況に応じた支援計画を作成し、その計画に基づく援助を行うことが合意されれば、利用契約を結びます。契約は原則的にご利用者本人と社会福祉協議会が行いますので、契約能力の確認が難しい場合は、山梨県社会福祉協議会に設置されている「契約締結審査会」で審査することもあります。

利用料金表（利用料金には、消費税が含まれます）

福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービス	1時間以内1,000円 1時間を超えた場合、15分ごとに250円を加算
援助に対する交通費	1kmあたり20円 ※1km未満は切り捨て
書類等預かりサービス（保管料）	月額300円 金融機関の貸金庫を利用して保管する場合は、実費相当分を追加

